

栃木県地域防災計画の修正について

令和6（2024）年2月14日
危機管理防災局危機管理課

1 修正の趣旨

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を地域防災計画に位置付けたほか、関連法令の改正、国の防災基本計画の修正等を踏まえた修正を行ったもの。

2 主な修正項目

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域への指定に伴う修正

東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ地震特措法と同程度に対策を強化する必要があることから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進特別措置法が改正され、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」として、本県16市町が令和4年9月に指定された。

指定された市町（東日本大震災の推計震度分布で震度6弱以上）
宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、
さくら市、那須烏山市、下野市、益子町、茂木町、市貝町、
芳賀町、高根沢町、那須町、那珂川町

推進地域を含む道県の防災会議は、地域防災計画において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を定めるよう努めることとされている。

本県の地域防災計画震災対策編は、推進計画として定める事項を既に定めているため、震災対策編が推進計画を含む旨を追記した。

推進計画として定める事項
・避難場所、避難経路、消防用施設等の整備に関する事項
・防災訓練に関する事項
・防災関係機関との連携協力の確保に関する事項

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う修正

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害により、多くの人命や財産が失われたことを受け、宅地造成等規制法が抜本改正され、土地の用途にかかわらず全国一律で危険な盛土を規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が令和5年5月26日に施行された。

このため、盛土等に伴う災害の防止に向けて、県が盛土規制法に基づき実施する対策を計画に追記した。

①基礎調査

- ・規制区域の指定等に向けた基礎調査の実施

②規制区域の指定等

- ・市町の意向を踏まえた規制区域の指定
- ・盛土等の工事規制、災害防止に向けた既存盛土等の監督処分等

(3) 防災基本計画の修正に伴う修正等

長周期地震動階級、北海道・三陸沖後発地震注意情報の追記等、所要の修正を行った。